

大空町地域クラブ活動に関する認定要項

1 目的

以下に示した要件及び手続き等に基づき、大空町教育委員会(以下「教育委員会」という)が、大空町立中学校における部活動を継承・発展させた地域クラブとして認定することにより、中学生等のスポーツ・文化芸術に親しむ環境の充実を図るとともに、生涯スポーツ・生涯学習社会の実現を図ることを目的とする。

2 認定の要件

地域クラブの認定の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であること。
- (2) 「大空町立学校における部活動の在り方に関する方針」に準拠した活動(適切な活動時間や休養日の設定等)をしていること。
- (3) 生徒の活動状況について、生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- (4) 原則、大空町に居住する生徒を対象とした活動であること。
- (5) 原則、大空町内の公共施設または学校施設等を活動の拠点としていること。
- (6) 年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)や毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を策定し、公表していること
- (7) 団体の規約、年間活動計画、年間収支予算、役員・会員名簿等を整備し、適切な運営体制(指導の実施体制・安全確保の体制・学校との連携)が確保されていること。
- (8) 認定地域クラブに参加する会員(中学生等及び保護者)が自由に加入及び脱会できること。また、脱会の際には会費等の取り扱いを明確にしておくこと。
- (9) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費が設定されていること。
- (10) 指導者及び生徒等の活動中に生じた負傷、事故等を補償する保険に加入していること。
- (11) 営利を目的とした団体でないこと。
- (12) 中体連等の各種大会は、地域クラブとしての参加を原則とすること。
- (13) 教育委員会が行う研修会等の事業に対し、依頼に応じて連携協力を行うこと。

3 認定の手続き等

(1) 認定の申請

認定を受けようとする団体(以下「申請者」という)は、次の書類を教育委員会に提出しなければならない。

- ① 大空町地域クラブ活動認定申請書(様式第1号)
- ② 活動計画書(様式第2号)
- ③ 規約または会則、年間活動計画、年間収支予算、役員・会員名簿等(任意様式)

(2) 認定の決定

前条の規定による認定の申請があったとき、教育委員会は、当該申請に係る書類等に基づき必要に応じてヒアリングや現地調査を行い、部活動の地域展開の方針として策定している推進計画に基づき認定の可否について判断し、「大空町地域クラブ活動認定通知書」(様式第3号)または「大空町地域クラブ活動不認定通知書」(様式第4号)を申請者に送付する。

(3) 変更の届出

届け出た内容に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(4) 指導助言等

教育委員会は、ヒアリングや現地確認等により、地域クラブの取組状況等を適宜把握し、以下に該当する場合は、必要な指導助言等を行う。

- ① 上記2.「認定の要件」を欠くに至ったと認めるとき
- ② 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき
- ③ 活動回数、活動人数が著しく減少したとき
- ④ 法令又は規約等に違反していると認めるとき
- ⑤ 運営が著しく適性を欠くと認めるとき

(5) 認定の取消し

教育委員会は、認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- ① 上記教育委員会の指導助言等によっても、改善を期待することができないとき
- ② その他、教育委員会が認定地域クラブとして不相当と認めたとき
- ③ 認定地域クラブから認定取り消しの申出があったとき

4 認定地域クラブに対する支援

教育委員会は、認定地域クラブに対し、支援を行うものとする。

- (1) 教育委員会による情報提供
 - ・ 認定地域クラブへの参加促進のための学校と連携した生徒・保護者等に対するきめ細かな情報提供等(小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーションなどによる認定地域クラブの実施状況等の情報提供等)
- (2) 認定地域クラブの運営等への公的支援
 - ・ 受益者負担と公的負担とのバランスを踏まえた財政支援(経済的困窮世帯への支援を含む)。
 - ・ 学校施設、公共スポーツ施設、社会教育施設等の優先利用、使用料の減免等
 - ・ 学校備品等の活用、用具の保管スペースの確保
- (3) 教職員の兼職兼業
 - ・ 認定地域クラブへの参加を希望する教職員の兼職兼業の対象
- (4) 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加
 - ・ 大会開催地までの交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用(学校部活動参加生徒と同様に支援)

5 その他

この要項に定めのない事項については、教育委員会が必要に応じて別に定める。

附則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。